

# 海底火山「福德岡ノ場」の噴火に係る関係省庁対策会議 (第2回)

令和3年10月29日(金)  
10:20 ~ 10:35

## 1. 開会

## 2. 議事

- ・ 周辺海域の状況について
- ・ 港湾等への軽石漂着等の状況とその影響及び対応について

## 3. 閉会

# 福德岡ノ場(海底火山)の噴火について

○8月13日に海底噴火が発生し、高さ約16,000mまで噴煙が上昇した。海上保安庁が上空から実施した観測では、13日、15日に噴火を確認し、16日以降噴火は認められないものの、活発な火山活動が継続していることが確認されている。

○この一連の噴火は、明治以降に発生した日本列島における噴火の中では最大級の噴火であり、1914年の桜島火山大正噴火に次ぐ規模のもの。

○この噴火により、火口近傍に厚く堆積した噴出物により新島が形成された。海面を埋め尽くした軽石(軽石いかだ)は、海流によって引き延ばされながら西に移動し、10月4日には沖縄県の北大東島・南大東島、10月10日には奄美群島喜界島、10月11日には奄美大島、10月13日～14日には沖縄本島や久米島、鹿児島県与論島と、大東諸島や南西諸島に多量の軽石が次々と漂着している。



出典：地理院地図

【福德岡ノ場 8月26日の状況】



出典：気象庁 火山活動解説資料（令和3年8月）

【軽石いかだ:奄美大島北西海上10月14日】



出典：産総研 福德岡ノ場火山の噴火情報



【沖縄県国頭村伊部海岸10月19日】



出典：産総研 福德岡ノ場火山の噴火情報

1 対応状況

(1) 漂流状況調査

鹿児島及び那覇基地所属機により、管内のしょう戒に併せて漂流状況を確認。

➢ 調査結果については、十一管区HPに掲載済み。

(2) 航行警報等の発出状況

海域利用者に対し、航行警報、海の安全情報等にて、軽石の漂流、定期的な海水系統こし器の確認等について、情報提供及び注意喚起を実施。

※ 福徳岡ノ場の噴火情報

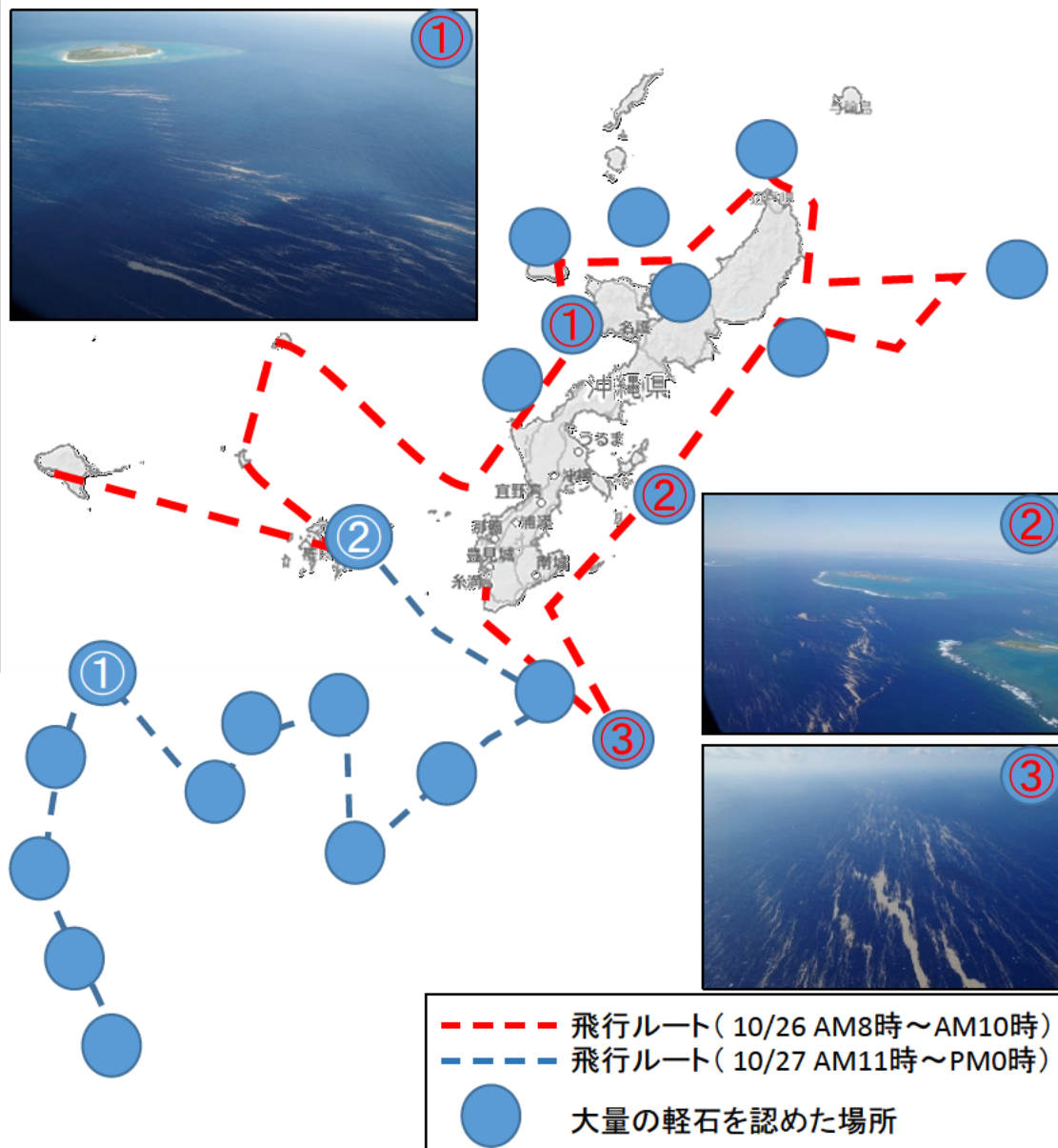
海域利用者に対し、噴火の事実を日本航行警報等にて情報提供を実施。

2 その他参考

(1) 漁業関係者、定期就航船事業者に対し、安全指導実施

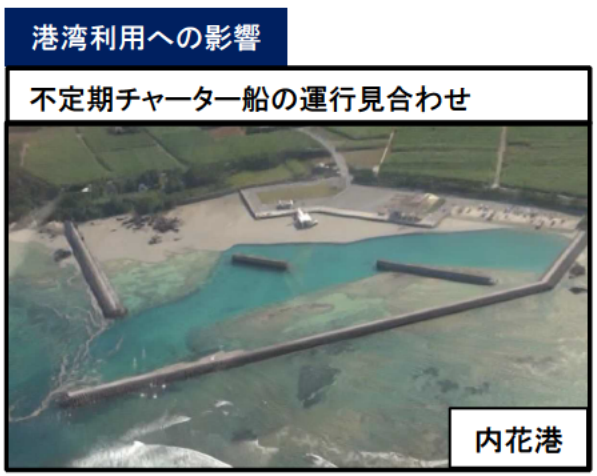
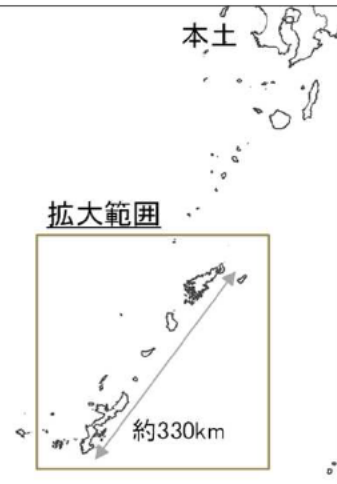
(2) 関係機関と連携し情報提供、WEB会議の開催

沖縄島周辺の軽石の漂流状況について

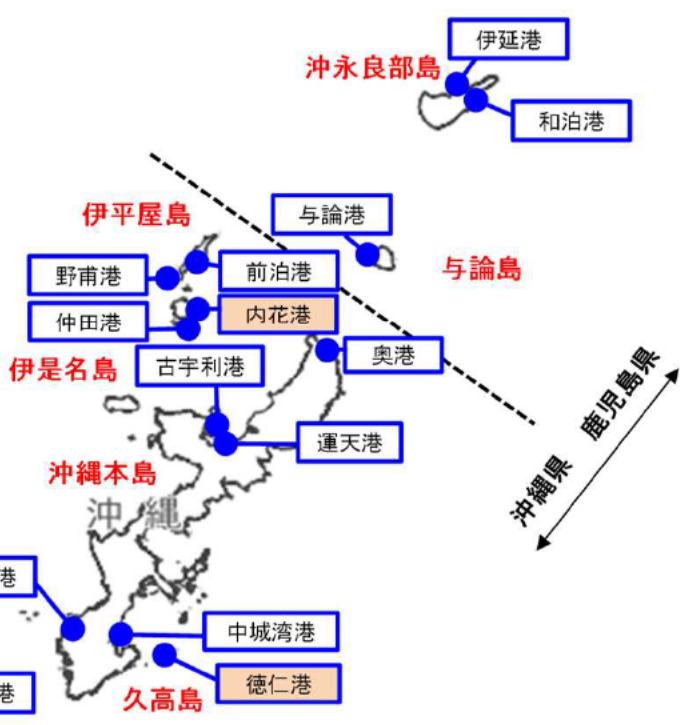
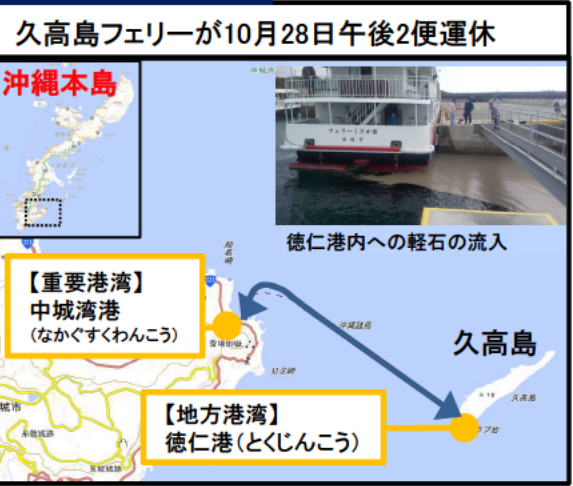


※このほかの海域にも広く漂流している可能性があります。

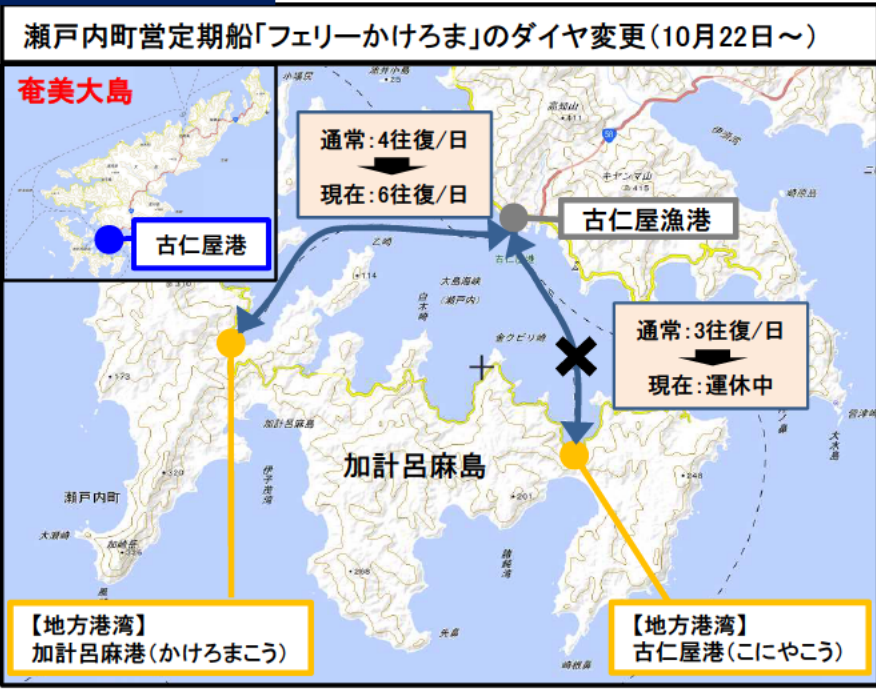
- 10月28日12時までに、鹿児島県の19港、沖縄県の11港で軽石の漂流・漂着を確認。
- 鹿児島県の加計呂麻島にある古仁屋港や沖縄県の久高島にある徳仁港でのフェリー航路運休等、港湾利用への支障も一部発生。
- 港湾管理者の実施する軽石処理について、災害復旧事業等により支援できるよう調整。



港湾利用への影響



港湾利用への影響



● : 軽石漂着等が確認された港湾

## 鹿児島県・沖縄県における水産関係の軽石被害状況

令和3年10月28日（木）12時現在

水産庁

### ○ 漁港被害

沖縄県・鹿児島県（種子島以南の島しょ部）の合計で152漁港のうち16漁港内に軽石が漂着。

現在、漁港管理者（県・市町村）において、添付の水産庁事業等を活用し、6漁港において軽石の除去を実施中（水産庁の災害復旧事業で適用になる補助率は10分の8）。

なお、沖合にまだ軽石が大量に浮いている状況であり、今後の風向きにより、さらに漂着する可能性あり。

（単位：漁港）

	漂着漁港	うち除去実施中	参考（漁港数）
沖縄県	12	1※	87
鹿児島県	4	4	65
合計	16	5	152

※更に1漁港は作業を準備中。

### ○ 漁船被害（エンジントラブル）

両県において現在調査中であるが、内々の聞き取りによれば合計で40漁船に被害が発生、うち34漁船が軽微な損傷、6漁船が航行不能等の損傷。

稼働漁船の殆どは漁船保険に加入しており、必要な修繕費を補填。

### ○ 漁業被害

両県において現在調査中。漁船漁業等で収入減が生じる場合には、漁業共済により補填（平年収入の8割（原則）を下回る減収分）。

○ 関係県への注意喚起

今後、軽石が北上し、本土へ漂着することも想定されることから、関係県に注意喚起の文書を発出したところ。

海洋ごみの及ぼす  
様々な影響

国内外問わず様々な地域からご  
みが漂着（漂着地に責任無し）

漂着地のみの努力  
では解決困難



船舶航行 海洋環境  
沿岸居住環境 観光・漁業

長崎県  
対馬市

## 海岸漂着物処理推進法が議員立法により成立 (平成21年7月)

第29条 政府は、海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならない。

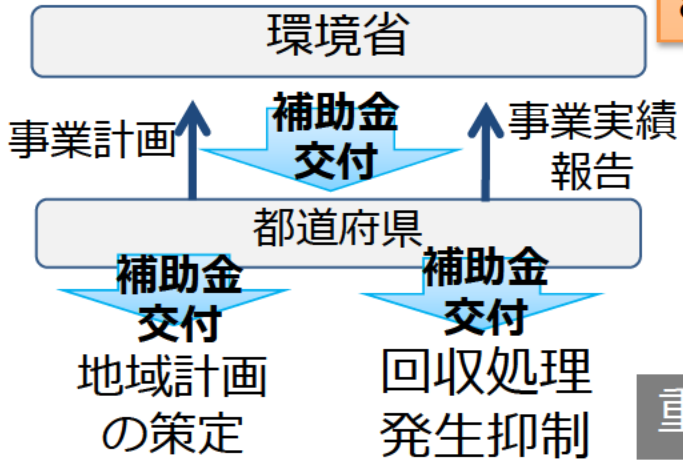
### 海岸漂着物等地域対策推進事業

地方公共団体が実施する海岸漂着物及び漂流・海底ごみの回収・処理に係る事業、発生抑制対策に係る事業等に対し、補助金で支援。

**補助率：7～9/10**

**地方負担に対する特別交付税措置 80%**

※北朝鮮籍とみられる漂着木造船等の処理の場合、補助率：8.5～9.5/10で地方負担に対する特別交付税措置100%



重機やボランティアによるごみの回収処理活動